



組合運営 Q&A

質問内容

定款上理事の定数が「18名以上20名以内」と定められている組合において無記名投票により役員を選挙を行ったが、15名しか選出されなかった。この場合どのような処理を行うべきか。

回答内容

選ばれた15名は役員として有効である。ただし、定数に満たないから、残りの人数について、当該総会において、総会の続会の議決を行っておき、後日選挙を再度行うか、新たに総会を開催して、残りの3名分について選挙をやり直す必要がある。この場合、不足分を選ぶ総会は可及的速やかに開催される必要がある。なお、このまま残りの役員を選出を行わないで、いつまでも15人のままだことは定款違反となるので、行政庁における業務改善命令の対象となり得る。また、役員候補者が定数に満たないような組合においては、定款改正を行い、実情にあった定数にする必要がある。

1組合1組合士 組合の明日を拓く組合士



平成27年度 中小企業組合検定試験

12月6日(日)

受験資格

特になし(ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です。)

試験科目

組合会計 組合制度 組合運営

試験日

平成27年12月6日(日)

試験地

札幌、青森、仙台、秋田、郡山、さいたま、東京、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、岡山、広島、山口、高松、福岡、長崎、大分、宮崎、那覇

願書受付期間

平成27年9月1日(火)～10月15日(木)

受験料

5,000円(一部科目免除者は3,000円)

その他

お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

都道府県中小企業団体中央会 <http://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm>
全国中小企業団体中央会 <http://www.chuokai.or.jp>
TEL.03-3523-4907

主催/全国中小企業団体中央会

後援/中小企業庁 協力/都道府県中小企業団体中央会

平成27年度「知事を囲んでの意見交換会」開催のご案内(予告)

本年度は下記により開催する予定です。会員の皆様には後日改めてご案内を差し上げます。吉村知事との交流・情報交換の場ですので、多数の皆様のご参加をお待ちしております。

- 日時 平成27年11月11日(水) 15:30～19:00
- 会場 山形市「ホテルメトロポリタン山形」
- 申込 後日お送りするご案内によりお申し込みください。

お問い合わせ 本会 連携支援部まで